

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会専門部会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人豊見城市体育協会専門部会（以下専門部会）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を特定非営利活動法人豊見城市体育協会（以下体育協会）事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、専門部会として、市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ・レクリエーションの普及と振興を図り、体育、スポーツ文化の発展及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) スポーツ等の行事開催に関すること。
- (2) スポーツ等の大会に、豊見城市の代表選手を派遣すること。
- (3) スポーツ等の団体の育成強化及び連絡調整に関すること。
- (4) スポーツ等の指導者及び選手育成と普及活動に関すること。
- (5) スポーツ等の国内及び国際交流に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項。

第3章 組織及び役員

(組織)

第5条 専門部会は、本会の趣旨の賛同する団体及び個人を以て組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 専門部長 1名
- (2) 副専門部長 1名
- (3) 専門部員 若干名

(選任等)

第7条 専門部長、副専門部長は、各専門部からの推薦により会長が委嘱する。

2 専門部員は各専門部の推薦する者を充てる。

(職務)

第8条 本会は、特定非営利活動法人豊見城市体育協会理事長（以下理事長）が統括し運営に当たる。

2 業務の一部を副理事長に委嘱することが出来る。

(任期等)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 会議

(会議)

第10条 会議は専門部会とし、あらかじめ会議に付すべき事項を明示して理事長が招集し、その議長になる。

2 会議は必要に応じて随時開くことができる。

3 会議は出席人数で成立し、出席人数の過半数で議決する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する。

第5章 専門部

(専門部)

第11条 本会に次の専門部を置く。ただし、必要に応じて部を設けることができる。

- | | | |
|---------------|-----------|---------------|
| ① 陸上競技部 | ② バレーボール部 | ③ バスケットボール部 |
| ④ 軟式野球部 | ⑤ ハンドボール部 | ⑥ ソフトテニス部 |
| ⑦ 卓球部 | ⑧ ソフトボール部 | ⑨ バドミントン部 |
| ⑩ サッカー部 | ⑪ ボウリング部 | ⑫ 柔道部 |
| ⑬ 剣道部 | ⑭ 相撲部 | ⑮ テニス部 |
| ⑯ ゴルフ部 | ⑰ 空手道部 | ⑱ ラグビーフットボール部 |
| ⑲ ウエイトリフティング部 | | |

第6章 会計

(会計)

第12条 専門部の費用は、体育協会の予算をもって充てる。

2 その他会計に係る事項については体育協会の規則に則って行う。

第6章 その他

(その他)

第13条 この規約に定める他の事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成30年8月15日から施行する。
- 2 豊見城市（村）体育協会会則（昭和47年7月1日制定）は廃止する。